

## 違反是正

### 管内情勢

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部は、喜多方市、西会津町、北塩原村の1市1町1村で構成されており、福島県会津地方の北部に位置している。消防本部がある喜多方市は、ラーメンの街としても有名である。

### 消防本部の組織及び予防業務体制

当消防本部は、人口約5万5,000人を管轄する1本部、2課、2署、2分署の職員数102名で組織している。予防体制は、本部消防課と、各署の当務員から任命されている予防担当で構成さ

れている。しかし、立入検査や違反処理業務に関しては、主体を消防署長としており、隔日勤務者の予防担当者が実施することとしている。

管内の防火対象物数は、2,219棟、危険物施設数は402施設となっている（令和2年4月1日現在）。

### 違反対象物の現状

当消防本部管内では、平成29年4月1日時点で特定防火対象物22件、非特定防火対象物9件の重大違反対象物があり、この中には10年以上にわたり違反が継続している対象物が12件存在

していた。

### 違反是正体制の構築

#### 【違反処理検討委員会】

当消防本部では重大違反対象物の早期是正を目的として、平成29年4月に消防課及び各消防署分署の予防担当者から委員を選任し重大違反対象物違反処理検討委員会（以下「違反処理検討委員会」という。）を設置した。しかし、違反処理検討委員会を設置したものの、「実際に違反処理をした経験がない」、「関係者の理解が得られない」等の理由から、重大違反対象物の是正が全く進まない状況が数カ月続いた。

その後、定期的に検討委員会を実施し、繰り返し検討を重ねるうちに、職員の意識も徐々に変化し「何とかしたい」「このままではいけない」という強い気持ちが表れるようになり、徐々にではあるが重大違反が是正されるようになってきた。

違反処理検討委員会では、関係者への指導経過等の情報共有や個々の違反是正策の検討等を実施した。この定期的な検討委員会の実施が当消防本部の違反是正に大きな効果を挙げ、結果として、違反処理検討委員会を設置した平成29年4月1日から令和2年10月1日の間に、警告8件、命令1件の違反処理を行い、平成29年4月1日時点で存在していた重大違反対象物31件の違反は全て是正、その後発覚した重大違反対象物73件のうち60件を是正（計91件是正）し、令和2年10月1日現在の重大違反対象物は13件となっている。

#### 【違反是正担当者】

平成31年4月から喜多方署へ主に違反是正を担当する日勤の職員が1名配置されたことから、違反是正担当が違反是正の推進に係る実務研修や全国消防協会東北支部主催の予防広報講習会等の違反是正に関する研修を受け、そこで学んだ知識や経験を、他の職員にフィードバックし、結果として、消防本部全体で共通認識を持ち違反是正を進めている。



日中線しだれ桜

### 人材育成

#### 【予防技術検定受検料公費負担】

違反是正の指導を適切に進めていくうえで、当消防本部としても、令和元年度から予防技術検定の受検料を公費で負担するなど予防技術検定の資格取得を推進し、予防担当者のレベルアップを図り、予防体制の強化を図っている。

#### 【資格者章交付】

各所属に予防技術資格者を配置し、違反処理を進めていくリーダーとして位置づけ、予防技術資格者に予防技術資格者章（金・銀）を交付している。この資格者章は、圏域住民に対し信頼と安心感を与えるとともに、職員自身の自覚と責任感の保持に効果を挙げている。

#### 【隣接消防本部へ研修】

平成30年11月、違反処理を「警告・命令」に進めるうえで、既に「警告・命令」を発出した経験のある隣接する山形県置賜広域行政事務組合消防本部に違反処理実務研修の受け入れを依頼した。研修内容は、事例の紹介や立入検査時の質問調書の作成要領など違反処理を進めていくうえで必要な内容であった。置賜広域行政事務組合消防本部とは、大峠トンネル防災訓練や交流会等を通じて、お互いが顔の見える関係を構築しており、快く研修を受け入れていただいた。当消防本部が「警告・命令」に踏み切ることができた最大の助言者であり友であり大変感謝している。

#### 【アドバイザー消防本部へ違反処理に係る実務研修】

令和元年11月には郡山地方広域消防組合消防本部において実施された「違反是正の推進に

# 違反から人を救う

# ヒーロー

喜多方消防署予防危険物係  
主査兼違反是正担当  
小林真也



## 違反是正

係る実務研修【区分B】を私自身が受講した。研修内容はもとより、この消防本部では昇任後3年目の職員に消防法第5条の3命令を発動させるなど、若手職員を違反処理事案に出向させることで経験を積ませ、自信をつけさせることで個人、ひいては組織全体の予防体制の底上げを図っていた。このような組織体制に影響を受け、自身の消防本部でも予防組織を強くしたいという意識が芽生えた。総務省消防庁はもちろん、快く受け入れていただいた郡山地方広域消防組合消防本部には感謝してもしきれない。

### 【違反処理研修会】

平成29年に設置し定期的に開催している違反処理検討委員会に合わせて、年に数回、消防課及び各消防署・分署の予防担当者を対象に違反処理研修会を開催している。研修会では、予防広報講習会の中で発表された事例を紹介するなど、参加した各所属の予防担当者に内容を周知している。

当消防本部では、研修を通じて予防技術の伝承が図られ、実況見分や質問調書等の違反処理調査業務も漏れなく進められるようになった。また、職員の意識も変化し、違反対象物の担当となった職員は、是正が完了するまで諦めないという強い姿勢を身に付け、自信をもって違反是正の指導に当たれるようになった。

### 違反是正方針

#### 【未把握防火対象物調査】

違反対象物の是正指導を進めていく中で、防

火対象物の関係者から「他の対象物も違反しているところがあるんじゃないか」、「平たく指導してくれ！」という意見があったことから、未把握の重大違反対象物を把握するため、喜多方市内の中心市街地周辺の実態調査を実施した。

この実態調査により新たに18件の自動火災報知設備未設置違反対象物を把握することができた。

なお、当消防本部では、年度初めに保健所から飲食店等の営業許可情報を取得し未把握対象物の実態調査を進めており、今後も継続していく方針である。

### 【点検実施率向上】

当消防本部では、本年4月から開始した違反対象物の公表制度の運用として、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は屋内消火栓設備が設置されている場合でも、その主たる機能が喪失している場合は公表の対象としていることから、消防用設備等点検未実施対象物に対して、集中的に予防査察を実施し点検実施率を上げていく方針である。

### 違反是正事例の紹介

#### 【概要】

用途：(16)項イ 旅館及び住宅

構造・規模：木造一部鉄骨造 地上2階建て  
延べ床面積：457.41㎡(※無届増築あり)

関係者：三男(所有者、成年被後見人)

長男(三男の後見人)

次男(占有者、旅館の経営者)

#### 【平成31年4月1日 立入検査実施】

立入検査において以下の消防法令違反が確認された。

- ・防火管理業務の未執行(避難訓練未実施)
- ・消防用設備等(自動火災報知設備)未設置
- ・消防用設備等(消火器・誘導灯)維持管理不適
- ・消防用設備等(消火器・誘導灯)点検未実施未報告

当該対象物は、過去に三男が旅館業の営業許可を取得していたが、三男が施設に入居し被後見人となったことから、後見人である長男が平成



当該対象物

27年12月に旅館業営業の廃止届を提出していた。しかし、立入検査時は、WEBサイト上で宿泊施設として広報し1泊あたりの料金も表示されており、次男が経営していることが分かった。実態は(5)項イ、無許可営業の旅館と推測された。

なお、福祉部局からは旅館業法に基づく営業許可を申請するよう指導中であるとの情報提供があった。

#### 【令和元年8月 関係機関と連携した合同立入検査】

福祉部局、建築部局及び消防機関で合同立入検査を実施した際にも、次男は旅館業の営業、宿泊料の徴収について認め、「今後は貸室業を営みたい」と供述する。

立入検査時の各関係機関の指導内容は以下のとおりである。

- ・福祉部局は、現在の状況は旅館業法の無許可営業となる。貸室業を営むのであればWEBサイトの削除と看板の撤去をするよう指導した。
- ・建築部局は、旅館業法の適用を受けると建築基準法の多数の違反が発生する。貸室業を営むのであれば共同住宅となるので、増築部分に関する建築基準法第12条第5項に基づく報告を提出するよう指導した。
- ・消防機関としては、現時点において旅館((5)項イ)の実態があり、次男が以前から「もう旅館はやらない」という発言を繰り返しているにもかかわらず、違反実態が継続していることから、警告を踏まえて4月1日の立入検査時に指摘した違反の是正を強く指導した。

#### 【令和元年10月 警告書の交付】

合同立入検査実施後も具体的な違反是正の意思は認められず、その後の指導出向時も宿泊客を確認。その際にも次男は「どうしてもと頼まれ泊めた。人助けなので断れない」などの供述を繰り返す状況であった。

所有者である三男の後見人である長男からも「次男に廃業するように説得しているが次男は応じない状況である」などの回答を継続していることから、警告へ踏み切ることとする。建物所有者が制限行為能力者という特異な事例であったため、弁護士相談事業を活用した。

相談内容とその回答(一部)は次のとおりである。

- ①三男(被後見人)を名宛人とできるか。  
→受領できないため無効。
- ②三男(被後見人)への通知義務は。  
→名宛は「三男の後見人である長男」。(後見人でよい)
- ③WEBサイトの宿泊料掲載と使用実態から、消防が旅館であると判断可能か。  
→可能。旅館業法上、無許可でも可能。などの回答を得た。

これにより、名宛人を『三男の後見人である長男』とし、法定代理人の長男に警告書を手交する。

#### 【令和2年1月 警告期限】

本部・署により今後の方針について協議。建築部局の意見として、階段等の違反は明らかであるが、建基法第12条第5項に基づく報告がなされない限り、消防機関に対して建築基準法違反を書面で情報提供することは難しいとの回答であったことから、消防単独での消防法第5条の2命令は難しいと判断し、告発を視野に入れて消防法第17条の4命令を発動することとする。

なお、命令発動にあたり、旅館の無許可営業の証拠として、宿泊料の領収証を押さえることとする。

#### 【令和2年2月 夜間巡視】

過去の状況を鑑みると観光目的の宿泊である可能性は低いことから、ターゲットを平日に連



資格者章

## ❌ 違反是正

泊する作業員に絞ることとした。

なお、長期戦が予想されることを踏まえ、違反実態の証拠を押さえるため、違反調査のための夜間巡視をすることとし、夜間巡視者の負担をできる限り抑えることに留意し、次のルールを設ける。

ルール①：夜間巡視は平日の19時～21時に限定する。

ルール②：駐車車両及び照明点灯確認にとどめる。

ルール③：連泊を確認した場合、翌日早朝に張り込み、関係者と接触し、領収証を押しさえることとする。

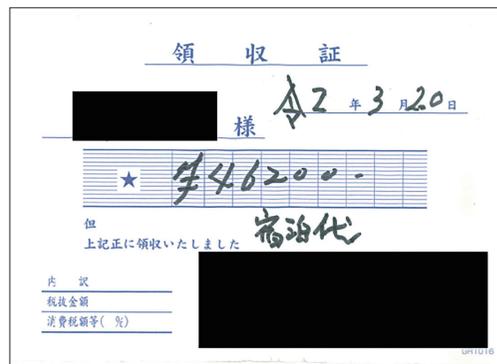
### 【令和2年4月 命令発動】

令和2年2月から夜間巡視を開始したものの、その後は、連泊した宿泊客を確認できない状態が1カ月以上続いた。

空振り続きで手応えの無い状況に「いつまでやるのか」との声も出たが、「やると決めたからには最後まで」と押し切り、継続する。

その後、違反特定(証拠特定)に至るまでの流れを以下に記載する。

令和2年 3月16日(月)	客室・通路部分の照明が点灯、宿泊客のものと思われる車両を確認。
3月17日(火)	継続して夜間巡視(張り込み)を実施するが、照明も点灯せず、車両も確認できなかった。 次男に3月16日の宿泊者について確認すると、「元妻の親戚を泊めているので、代金の支払いは伴わなかった」との供述。
3月20日(金)	連泊中の宿泊客の救急事案発生。元妻の親戚ではないことが判明する。
3月24日(火)	入院先の病院で宿泊客から質問調書録取。代金の支払いを確認。
3月26日(木)	宿泊客から宿泊料の領収証のコピーを受領。
4月2日(木)	建築部局と合同の立入検査及び実況見分。



宿泊客より受領した領収証のコピー

4月10日(金)	長男に命令書を手交し、標識を設置。
4月13日(月)	WEBサイトの削除を確認。次男から「廃業した」との供述。
4月14日(火)	福祉部局と協議後、命令解除通知書を交付。標識の取り外し。

### 【反省】

- ①違反処理への移行を決定した際に、その後の上位措置を検討していなかった。
- ②夜間巡視による張り込みや入院先での質問録取は、あくまで任意であったことから、告発の際の証拠に不安があった。

### おわりに

違反が是正された飲食店に客として訪問した。その際、違反是正指導中は終始うつむき固い表情だった関係者が、晴れやかな笑顔で「使ってくれてありがとな！」と迎えてくれた。

この時、なんとも言えない喜びを感じた。人を救えたとも実感した。是正すべきは違反であって、関係者ではない。

違反対象物の関係者にとっても、違反は心のわだかまりだ。そんな関係者を違反から救えるのは、違反是正を担当する全国の「ヒーロー」たちにほかならない。消防士は今も昔も子どもの憧れ、違反から人を救う格好良い「ヒーロー」なのだ。

